



三菱電機ETC2.0車載器

形名

EP-Bシリーズ

取扱説明書

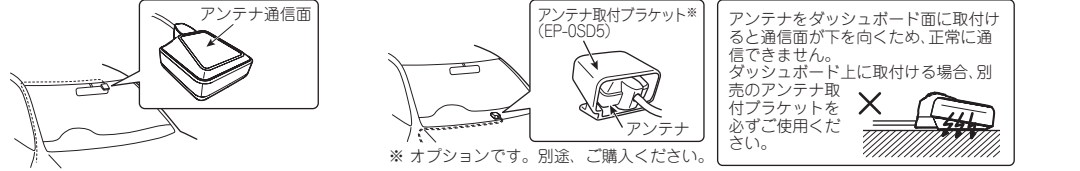
三菱電機株式会社

〒100-8310 東京都千代田区丸の内2丁目3番3号(東京ビル)

- お買い上げの日がかりとなっております。**
 - 本製品の内容を十分にご覧いただき、お使いいただくに、ご使用前にこの取扱説明書を必ずお読みください。お読みになったあとは大切に保管し、必要ときにお読みください。
 - 取付ける車両によっては、本製品が取り付けられない場合があります。詳しくは、お買い上げの販売店にご相談ください。
- 保証書とともに大切に保管してください。**
 - 本文中に記載された会社名、製品名はそれぞれの会社の商標または登録商標です。本製品は、自動車専用です。二輪車、三輪車には使用しないでください。
 - ETC2.0車載器の仕様および外観や本文中に記載した内容には、改良のために予告なく変更することがあります。
 - ETC2.0車載器の一部または全部を無断で転載することは固くお断りします。
 - 本製品では、ICチップ搭載したICカード(ETCカード含む)を特許して「ICカード」と記載します。ETCカードのみを指す場合、「ETCカード」と記します。
 - ETC2.0**は一般財団法人ITSサービス高度化機構(ITS-TEA)の登録商標です。

- ご皆さまへお願い**
 - ETC2.0車載器を使用するには、ETC2.0サービスを利用する車両の情報をETC2.0車載器に登録する〔セットアップ〕の作業が必要です。詳しくは、お買い上げの販売店、またはセットアップ登録店にご確認ください。
 - 安全運転のため、ご使用前に「道路事業者からのお願い」をよくお読みの上、正しくお使いください。
 - 本製品の取付けには、必ず同梱の部品、および当該指定のオプション部品をご使用ください。
 - 取扱要領などに記載する方法以外(シガーソケットによる簡易取付など)で取付けたETC2.0車載器は、当社の保証を受けられませんのでご注意ください。
 - ご皆さまがサービスボタンを受け取る際、型番が必要となります。
 - 同梱の型番シールをこの取扱説明書の型番シール貼り部分にお貼りください。
 - 車載器本体貼付ペラをはがす際は注意し、はがれた状態で使用するご電源法に抵触します。はがれた場合、お買い上げの販売店にご相談ください。
 - ETC利用のご際、通信による通行料金の収受ができなかった場合、一旦停車して車員の指示に従ってください。この様に一旦停車してただ原因としては、ETC2.0車載器と路側アンテナの通信エラー、ETC2.0車載器本体へのETCカードの未挿入や通信途中でのETC2.0車載器本体からのカードの取出しなどが考えられます。通信エラーなどの原因につきましては、詳細な調査をしなければわかりませんが、**頻繁に反復して発生する場合、ETC2.0車載器の不具合なども考えられますので、お買い上げの販売店、または取付店にご相談ください。**
 - お買い上げの販売店から取付けた位置からお客様まで、ご自分でアンテナを取り替えてください。路側アンテナからの電波を正常に受信できなくなり、ETC2.0サービスを受けられない場合があります。お買い上げの販売店に依頼してください。

【フロントガラス内側に取付ける場合】





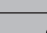
- 取付店へお願い**
 - 1台の車両に取付けられる車載器(ETC2.0車載器、ETC車載器、DSRC車載器)は、1台だけです。増設も、同時に取付けられません。
 - セットアップを行う前は車載器の型名を確認してください。車載器の型名に合わせてセットアップを行ってください。
 - 必ず、ETC2.0対応の当社製カーナビゲーションシステムと接続して取付けください。(カーナビゲーションシステムと接続するには、別売のETC2.0接続ケーブルが必要です)

車載器管理番号について

- 車載器管理番号は、車載器本体貼付ラベルや取付の外装部品付付の型番シール、同梱の型番シールに記載されている19桁の固有の番号です。車載器管理番号は、以下の場合に必要なもので大切に保管してください。
 - 再セットアップする場合は
 - 各種割引サービスを受ける場合
 - 今後の新たなサービスを受けする場合
 - 安全セットアップ時に発行される「ETC2.0車載器セットアップ申込書・証明書(お客様保存用)」も大切に保管してください。

安全上のご注意

- 必ず安全に正しくお使いいただき、ご皆さまや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、いろいろな図記号とともに取扱いの上の注意を記載しています。
- 図記号は次のような意味を示しています。

	この表示を無視して誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。
	この表示を無視して誤った取扱いをすると、人が傷害を負う可能性が想定される内容を示しています。
	絶対に行わない禁止の内容です。

警告

- 運転中は走行中に操作しない**

運転中は走行中にETC2.0車載器の操作やICカードの取出しをしないでください。前方不注意になり、思わぬ事故につながるおそれがあります。運転者が操作する場合、必ず安全な場所に停車させてから行ってください。
- 分解、改造をしない**

機器の分解や改造をしないでください。事故、火災、感電などの原因になります。
- 故障状態で使用しない**

本体LEDランプが消灯、点滅、または音がないなどの故障状態で使用しないでください。事故、火災、感電などの原因になります。
- ETC2.0車載器本体内に異物を入れない**

カード挿入口に異物を入れないでください。火災や感電などの原因になります。

- 異常が起きたら使用しない**

ETC2.0車載器に異物が入った、水がこぼった、煙が出る、臭い匂いがするなどの異常が発生した場合、直ちに使用を中止し、必ずお買い上げの販売店、もしくは取扱説明書記載のお願いをごまずにご相談ください。そのまますご使用になりますと事故、火災、感電などの原因になります。

- ETC車線内では速度を出さない**

ETC車線を通行する際は安全に停車できる速度まで十分に減速し、間隔バーが開いたことを確認し、安全を確認して通行してください。間隔バーが開かない場合、間隔バーに衝突するおそれがあります。

- ETC車線内で車間距離をつめない**

ETC車線では前車との車間距離を十分に確保してください。前車が停車して衝突するおそれがあります。特に「ETC一般」の表示がある混在車線ではETCを使用しない一般車が料金所で停車しますので、前車に十分注意して通行してください。

- 有効期限切れのICカードやカード発行元のカード会社で使用無効としたICカードは使用しない**

ETCの機能、上記のETCカードでも認識されますが、料金の開閉バーは開かず、事故の原因になります。

ご利用になる前

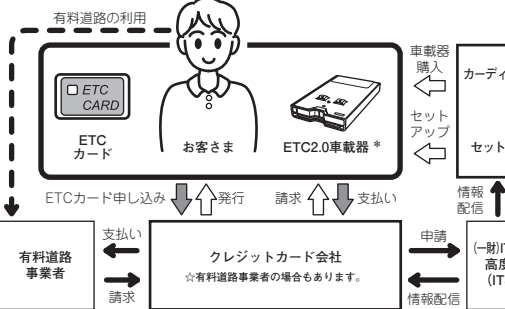
- 本製品をご利用できるサービス**

ETC2.0車載器は、ETC車載器として有料道路の自動料金決済として利用でき、さらにETC以外の路側アンテナの間で無線通信することにより、さまざまなサービスを受けることができます。
 - 1台の車両に取付けられる車載器(ETC2.0車載器、ETC車載器、DSRC車載器)は、1台だけです。増設も、同時に取付けられません。
 - 必ず、ETC2.0対応の当社製カーナビゲーションシステムと接続してご使用ください。(カーナビゲーションシステムと接続するには、別売のETC2.0接続ケーブルが必要です)

- ETCについて

ETCは、現在、有料道路料金所で行われている現金や回数券、カードの手渡しによる料金支払いに代わり料金支払システムのひとつです。料金所に設置した路側アンテナと車両に装着したETC2.0車載器との間で、無線通信することで料金情報をやりとります。支払いを自動的に、料金所では車を停めずにスムーズに通行できます。ETCは全国共通システムで運用されていますので、1枚の「ETCカード」と1台の「ETC2.0車載器」でご利用いただけます。このように、キャッシュレスで料金を通行できるようになります。

料金収受のしくみ



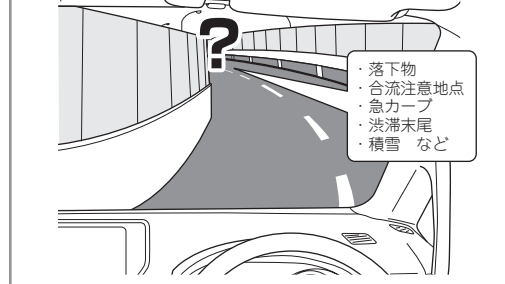
ETC2.0サービスについて

- 全国の高速道路(走行路側上サービスエリア)などに設置されているITSスポットでの無線通信型道路サービス情報などを利用できます。主なサービスとして、安全運転支援情報、渋滞回避支援情報、災害時支援情報があります。今後、経路案内情報を利用して、賢く経路選択を行う(渋滞、事故発生時に、迂回経路、一般道路を利用する)ドライバーを優遇するサービスが導入される予定です。
- 本書では、安全運転支援情報、渋滞回避支援情報、災害時支援情報、経路案内情報を総称して交通情報と記載しています。以下はETC2.0サービスのイメージです。イラストや交通情報の案内は実際と異なる場合があります。

安全運転支援情報

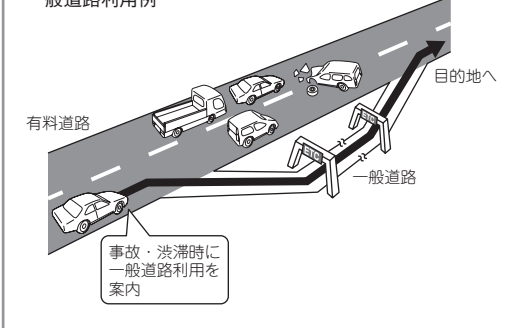
落下物や渋滞・追尾情報、路面状況など危険事象に関する情報を提供します。

- ◀**雨**の渋滞、追尾注意
- ◀**雪**のため注意して走行してください



経路案内情報 (導入予定)

渋滞、事故などの状況に応じて賢い経路選択を行えるよう情報を提供します。



- 案内表示・標識について**

ETC車線通行時には路側表示器の表示やETC車線周辺に表示されている案内表示板、標識などに従って通行してください。路側表示器に「降上」の表示があった場合、停車し係員の指示に従ってください。速度制限の指示があるときはその速度を必ず守ってください。間隔バーが開かない場合、車外に出たり、前進・後退したりせずに係員の指示に従ってください。

注意

- ◀アンテナの上面をふさない**

ETC2.0車載器を落としたり、ぶついたり、強い衝撃を加えないでください。破損や故障の原因になります。
- ◀強い衝撃をふさない**

ETC2.0車載器を落としたり、ぶついたり、強い衝撃を加えないでください。破損や故障の原因になります。
- ◀揮発性のものをかけない、ゴム・ビニール製品を接触させない**

ETC2.0車載器に油類をかけたり、ペンシランやシンナーなどで拭いたり、ゴム・ビニール製品を長時間接触させたりしないでください。変質や変色がはくなどの原因になります。
- ◀油などで汚れた手で、サービス機器やICカードをさわらない**

ガソリンやオイルなどがETC2.0車載器にくくと、変色や変形の原因になります。また、ICカードの接点部分が濡れた場合、カードが読み取れなくなることがあります。
- ◀使用中のICカードの扱いについて**

ICカード挿入後、サービス使用中のICカードを取出さないでください。本体LEDランプが「青」「黄」を点灯する時やサービス使用中(ETC料金所通行中など)にICカードを取出すとご使用のICカードが故障することがあります。また、車から離れたときはICカードを車内に残さないようにしてください。ICカードが盗難に遭うおそれがあります。

お手入れについて

ETC2.0車載器が汚れたときは柔らかい布で拭き取ってください。

ETC2.0サービスご利用方法の注意事項

- ETC2.0サービスを受けるためには、ETC2.0車載器をセットアップし、ETC2.0対応の当社製カーナビゲーションシステムに接続する必要があります。なお、接続するカーナビゲーションシステムによって、受けられるETC2.0サービスの種類が制約されることがあります。(本製品と接続できるETC2.0対応の当社製カーナビゲーションシステムは、お買い上げの販売店、または取扱説明書記載の代理店でご確認ください)
- ETC2.0車載器でご利用料金の決済を行う際にも、ICクレジットカードが必要となる場合があります。ETCカードは、ETC専用とクレジット一体型のものがありますのでご注意ください。(お手持ちのICカードを発行されたカード会社へご確認ください)
- ETC2.0車載器は、利用するETC2.0サービスによって使用するICカードが異なる場合や、サービスの内容によっては、ICカードがなくてもサービスを利用できる場合があります。
- ETC2.0サービスで使用するカード、および内容の詳細につきましては、そのサービスを提供するサービス会社へご確認ください。ETC2.0車載器でETCを利用する際には、必ずETCカードを挿入してください。
- ETC2.0サービスは、サービスを提供される場所によってサービス内容が異なります。路側システムに設置された表示器や音声出力装置、ETC2.0車載器で提供されるカーナビゲーションシステムおよび案内表示や音声案内装置などがあります。その指示に従ってください。
- 車から離れたときは必ずETC2.0車載器本体からICカードを取出してください。
- 車内にICカードを残さないでください。
- カーナビゲーションシステムがGPS信号を受信していない場合、一部ETC2.0サービスが受けられないことがあります。

道路事業者からのお願い

- はじめに
 - 必ず、ETCシステム利用規程等をお読みください
 - ETCシステム利用規程、営業規制(以下利用規程等という。)ETCカードの利用約款など、ご利用上の注意事項が記載されています。また、特にエラー発生時の発生原因になり得る重要な事項について、以下に記載しましたので、ETCのご利用前に、利用規程等と併せて必ずお読みください。

乗車前のご注意

- 専門の取付店で車載器を取り付けてください
 - 車両への車載器の取り付けには、専門の取付店等で行ってください
 - 車両のアンテナユニット(一体型の場合は車載器本体)は、車両の中心付近に車載器メーカーの推奨する方法で取り付けてください。取り付け位置などが不適切な場合は、正しく取付けられず間隔バーが開かない場合があります。
 - 車載器メーカーが販売する車載器を分解・改造することは、禁止されています。分解・改造された車載器ETCは無断走行を行わないようお願いいたします。
 - ※車載器のアンテナ部は、車載器メーカーの指示で行ってください。メーカーが提供する汎用LED(シガーソケット等)による接続取付などは、利用できません。
 - ※分解・改造された車載器は、利用規程等に違反するため、セットアップすることはできません。
 - ※本車載器本体はETC専用で、ETC以外には使用できません。利用規格等がある場合は、ETC専用としてご使用ください。
- ETCカードを車載器に確実に挿入し、エラー等がないかを確認してください。ETCカードが確実に挿入されている、車載器が正しく動作していない場合、間隔バーが開きません。車載器へのETCカードの挿し直し、挿し込み間違い、間隔バーが開かないケースが多発しています。
 - ※ETCカードを車載器へ挿入し、ETCが利用可能である旨の音響案内等を確認してください
 - ※料金の手前等は、ETCカードが正常に挿入されていないことをお知らせするアンテナが設置されている箇所があります。ETCカードが正常に挿入されていないことおたたらがあった場合には、ETC無断走行はできませんので、一般車線(ETC一般)に表示している車線(以下「差を車線」といいます)をご利用ください。※車線内の混雑がある場合、車線によっては、車中待機してエラが表示できずETCカード挿入の際、料金所通過の際にはご注意ください。
 - ※ETCカードにデータを読み書きするための金属端子があります。この部分に傷が入ると、ETCカードが正常に読み書きできなくなる場合があります。
 - ※車載器のアンテナ周辺に物を置いたり、取り付け場所の変更などをしていないでください。正常に通信できず間隔バーが開かない場合があります。

ETCカードの有効期限のご注意

- 有効期限切れのETCカードは、ご利用いただけません。車載器によっては、有効期限切れのETCカードを挿入してもエラー表示がされない場合がありますので、必ず所持のETCカードに記載された有効期限をあらかじめご確認ください。

ETCカードの保持と挿入

- ETCカードを車載器へ挿入したまま車両に放置すると、カードが高電圧変形し、車載器が正常に動作しなくなる場合があります。また、ETCカードに強い力を加えることよ変形の原因となりますので、取扱いにはご注意ください。
- 道路閉止の観点から、車両が壊れる際はETCカードを車載器から抜いて、携帯していただくことをお勧めします。
- なお、PA・SA等で休養後、走行を再開される際には、同一ETCカードを車載器へ確実に挿入してください。ETCカードが正常に読み書きできず、ETCカード挿入の際、料金所通過の際にはご注意ください。
- ETCカードにデータを読み書きするための金属端子があります。この部分に傷が入ると、ETCカードが正常に読み書きできなくなる場合があります。
- ETCカードにデータを読み書きするための金属端子があります。この部分に傷が入ると、ETCカードが正常に読み書きできなくなる場合があります。
- ETCカードはETC専用で、ETC以外には使用できません。利用規格等がある場合は、ETC専用としてご使用ください。

ETC車線通行時のご注意

- 十分な車間距離を取り、20km/h以下に減速、徐行してください。
 - ETC車線では前車との車間距離を十分に確保してください。前車が停車して衝突するおそれがあります。特に「ETC一般」の表示がある混在車線ではETCを使用しない一般車が料金所で停車しますので、前車に十分注意して通行してください。
 - 料金所では、車外取込みによりETC無断走行が可能となることがあります。「ETC専用」または「ETC一般」であることを確認して、進入し通行してください。
 - ETC車線を通行する際は、前進・十分な車間距離をとって、間隔バーの手前まで安全に停止できるように十分に減速し、間隔バーが開いたことを確認して、ご通行ください。
 - ETC車線を通りすぎる時は、20km/h以下に減速して進入し、徐行して通過していただくようお願いいたします。
 - ※利用規程にのらなご利用方法により、道路閉止に備えるための費用を負担していただく場合がありますので、ご注意ください。
 - 入札料金のETC車線内で通信エラーにより、通行券を受け取られた場合には、出口料金所の通行料金の支払いは、係員の対応(一般車線又は混在車線)にて、一旦停車して、ETCカードと通行券を係員にお渡ください。料金を清算される車両では、係員が出口ボタンを押して係員が出口してください。
 - ※通行料金をお支払いいただく料金所では、係員が待たせていただくことをご留意ください。
 - 入札料金をETCで済ませた場合で、出口料金所にてETC車線ご利用でない場合はお預置きしていない場合は、一旦停車してETCカードを係員にお渡しください。
 - なお、料金の無い出口の場合は、出口で使用したETCカードを係員にさげすまごご確認ください。
- 混雑時等により、ETC車線が混雑する場合があります。通行料金をお支払いいただく料金所では、係員の対応(一般車線又は混在車線)でもETCカードが使えない場合があります。車載器のアンテナの位置などをご確認していただくようお願いいたします。
- 有料道路への進入から退出までは、同一ETCカードを継続してご使用ください。料金所以外にETCアンテナが設置されている箇所があり、走行中、ETCカードには通行料金の計算に必要な情報の随時記録されます。途中ETCカードを入れ替えるよりも引き続き挿入します。正しく通行料金が計算される場合があります。また、ETCカードの挿入・取り出し、料金所へ進入する際は、係員にお申し出ください。料金所へ進入する際は、係員にお申し出ください。料金所へ進入する際は、係員にお申し出ください。料金所へ進入する際は、係員にお申し出ください。

スマートICをご利用の場合は、次の事項にご注意ください

- スマートICとは、ETC専用インターチェンジです。所定の方法で車両に取り付け・セットアップされた車載器は、有効なETCカードを確実に挿入し、ETCシステムをご利用可能になります。
- 営業時間、出入り及び対象車種等に制約がある場合がありますので、ご注意ください。
- スマートICでは、その他の料金のETCシステムとは異なる、車間バーが開かない状態で通行のやりとりが行われ、間隔バーが開くシステムとなっておりますので、必ず間隔バーの手前まで一旦停車してください。車線に設置されたインターチェンジでの通信に接続し、係員の案内に従ってください。必ず一旦停車して間隔バーが開かない場合は、車線に設置されたインターチェンジでの通信に接続し、係員の案内に従ってください。
- 必ず停止めどを実施した場合は、係員が待たせていただく必要なく、係員の案内に従ってください。
- 退出路が設置されているスマートICにおいては、エラー等で正常にETC通信ができない場合、直進して退出路へお進みいただくことが可能です。標識や路側表示をよくご確認ください。
- 間隔バーが開かない場合は、**
 - ETC車線では、絶対に車をバックさせないで!
 - ETC車線で、間隔バーが開かなかった場合、危険ですので絶対に車をバックさせず、ハザードランプを点灯し停止し、係員の案内に従ってください。
 - ※高速道路上でのバックは後進車との接触事故の危険性が高く、重大事故に繋がります。
 - ※ETC車線でご停車される際は、必ず降りてご連絡に当たるおそれがあるため、ETC車線内に留まらないようにしてください。
- ETCカードを挿入せずに(又は通信できなかった状態)でETC車線を通過してしまったときは、速やかに道路事業者にご連絡を!! つかかりETCカードを車載器に挿入し忘れてETC車線を通過された場合は、速やかに、当該道路を管理する道路業者(高速道路会社など)にご連絡の状況を連絡してください。

車載器の再セットアップ

- 車両アンテナ変更時(車載器付きの中古車購入等)、車載器の再設置時は再セットアップを!!
 - 車載器本体が中古車を購入し又は変更する場合は、必ず変更前より車両のアンテナ・Bluetoothが正常に動作していることを確認してください。変更前と変更する場合は、再度のセットアップ(車載器への通信情報の登録)が必要となります。再度、車載器のセットアップは、車載器をお買い求めになった販売店又は最寄りのセットアップ店にご相談ください。
 - ※普通車→普通車、軽自動車→軽自動車等の同じ料金設定車種の場合に限り再セットアップが可能です。

- 新しくセットアップおよび再セットアップを行っている場合
 - 正しいETCのご利用とならず、間隔バーが開かない可能性があります。
 - 正しい通行料金が請求されない場合があります。
 - ETC利用履歴サービスなども一部、ETC2.0サービスでご利用いただけません。
 - 各種ETC割引等が適用されない場合があります。

車載器管理番号に関するお願い

- 車載器管理番号は、お持ちの車載器又は車載器の型名に記載されている19桁の固有の番号で、ETCの各種登録サービスを受けるときの後者の新たなサービスを受けるにあたって必要番号です。「ETC車載器セットアップ申込書・証明書(お客様保存用)」を大切に保管していただくことで、車載器管理番号を別に記録し、保管するようになります。

障害者割引制度におけるETC利用について

- ETC無断走行で障害者割引の適用を受けるには、事前に市区町村の福祉担当窓口の手続きを、併せて有料道路事業者が設置する窓口への登録が必要となります。福祉担当窓口の手続きはETC無断走行の障害者割引が適用されません。
- 事前に登録されたETCカードを、登録された車載器(手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車にセットアップ作業を行ったもの)に挿入し、ETC車線を無断走行した場合のみ割引が適用されます。
- ※既にETC無断走行以外のお支払いの障害者割引用の手続きをしている場合でも、改めて同様の手続きと登録を行う必要があります。 ※通行料金の請求を受ける料金所でETC車線が閉鎖されている場合は、係員の対応(一般車線又は混在車線)で、一旦停車して係員ETCカードを受け、身体障害者手帳又は療育手帳を提示して確認を受けてください。料金精算機のある車線では、「障がい者利用呼出ボタン(ハンマー)」を選択して係員を呼び出してください。 ※ETC無断走行で障害者割引の適用を受けようとする場合でも、必ず身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。(ETC車線の閉鎖されている場合、上記手帳をご提示いただけない場合は、割引が利用できません)。
- ※障害者には有効期限があります。ご利用前に有効期限を確認してください。なお、有効期限の更新手続きは市区町村の福祉担当窓口で行ってください。 ※登録及ETCカード、車載器、自動車に関する場合は、ETCご利用前に市区町村の福祉担当窓口で変更手続きを行ってください。

道路管理者からのお知らせとお願い

- プロブ情報の利用及び取り扱いについて**
 - 国土交通省、日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社(以下「道路管理者」といいます)は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビからプロブ情報を収集する場合における情報の利用や取り扱いについて、次の通りお知らせします。プロブ情報をご提供いただくことで、より精度の高い道路交通情報などをドライバーの方々に提供することなどが可能となり、道路がより使いやすくなると期待されます。また、交通事故の削減や道路渋滞の緩和など環境負荷低減の取り組みにも活用する予定です。なお、道路管理者はこのサービスを変更することがあります。この場合には変更後のお知らせを道路管理者Webサイト等に掲載します。

1. プロブ情報

- (1)ここでプロブ情報とは、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに記録された走行位置の履歴などの情報を、道路管理者が管理するITSスポット(DSRC路側情報装置)と無線通信を行うことによりETC2.0車載器のETC2.0対応カーナビから収集してご提供をいたします。なお、このプロブ情報は、個人個人を特定することはできません。
- プロブ情報として収集する情報は次の通りです。
 - ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに関する情報(無断運転に関する情報(製造メーカー、型番等)、カーナビゲーションに関する情報(製造メーカー、型番等)
 - 車両に関する情報
 - 走行位置の履歴
 - 急な車両の動きの履歴

- ※ 道路管理者とプロブ情報の収集に関する協議を始めた方が管理するITSスポットをきまます。
- ※ たた、個別サービスの種類によっては、道路の動かし方によって、道路の障害物や交通情報を利用する場合があります。このようなサービスを利用する場合は、その利用や取り扱いについて、当該サービス提供者の説明を受け、同意した上で当該サービスを利用してください。
- ※ 車載器のセットアップの際にご提供いただいた走行履歴の一部です。なお、この情報は、車台番号や、自動車登録番号又は車両番号04桁の一意番号は含まれないため、車両又は個人を特定することはできません(例：「福岡 500 40 1234」では「1234」が一意番号となります)。
- ※ 走行履歴は走行した地点などの個人情報にかかわる情報は、収集されません。

2. プロブ情報の利用目的

- (1)道路管理者は、プロブ情報を道路交通情報や安全運転支援情報の提供などドライバーへのサービス、道路に関する調査・研究、道路管理の目的に利用します。
 - ※ 例えは、収集した走行位置の履歴を統計的に処理することで、道路の所要時間や、渋滞の影響を高い精度で把握し、ドライバーに情報提供することがあります。また、

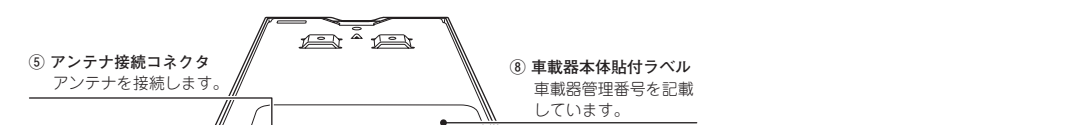
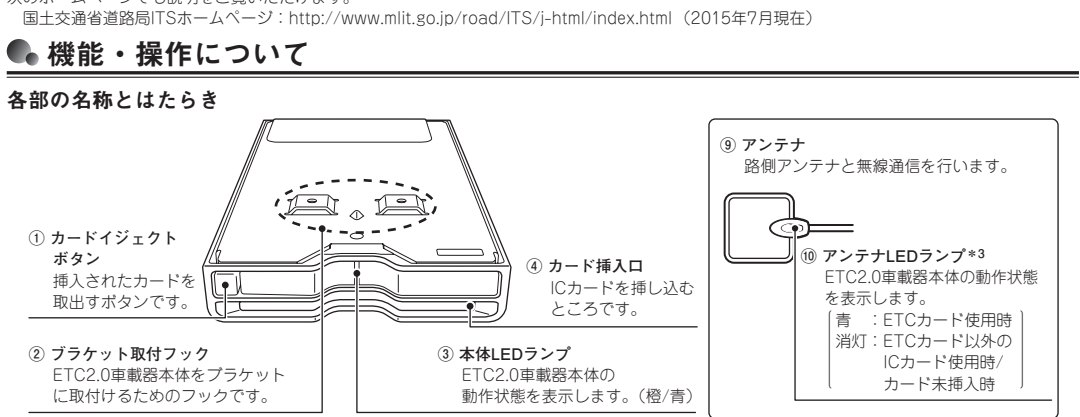
- 急な車両の動きを統計的に処理することで、道路上の障害物の検知や、走行に危険が必要な箇所を把握し、ドライバーに情報提供が考えられます。
- (2)道路管理者は、(1)の目的以外でプロブ情報を利用しません。

3. プロブ情報の収集

- (1)道路管理者は、道路管理者が管理するITSスポット^{※1}によって、プロブ情報を収集する場合があります。
- (2)ETC2.0対応カーナビと連動するETC2.0車載器の利用者は、設定により、(1)で示す情報のうちカーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴などについて、道路管理者への提供の可否を選択することがあります。^{※6*}選択の方法はETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビの取扱説明書をご覧ください。
- (3) カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供する機能の無いカーナビゲーションは該当しません。
- ※7 ETC2.0車載器は、ETC2.0車載器が収集するプロブ情報を取得するETC2.0車載器との間で無線通信によるやり取りをします。ETC2.0車載器はETC2.0対応カーナビ利用者は、カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供することで、ETC2.0車載器の第三者への提供(1)の目的のため、プロブ情報を統計的に処理した情報を、他の情報提供主体、大学等の研究機関、その他第三者に提供する場合があります。
- (2)道路管理者は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ、ITSスポット等の関係設備について、障害発生時の対応や、これらの研究・開発の目的のために、プロブ情報又はこの統計的に処理した情報を、製・開発メーカーに提供することがあります。
- (3)道路管理者は、(1)及び(2)以外でプロブ情報を第三者に提供しません。
- 6. 問い合わせ先
 - 国土交通省 道路局道路交通管理課高度道路交通システム推進室 03-5263-8111(代)
 - 日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社、広島高速道路公社
 - 次方ホームページを掲載いたします。
 - 国土交通省道路局ITSホームページ：http://www.mlit.go.jp/road/ITS/j-html/index.html (2015年7月現在)

機能・操作について

各部の名称とはたらき



- ① 電源接続コネクタ ETC2.0車載器本体へ電源を供給します。
- ② アンテナ取付ブラケット ETC2.0車載器本体をブラケットに取付けるためのフックです。
- ③ 本体LEDランプ ETC2.0車載器本体の動作状態を表示します。(橙/青)
- ④ カード挿入口 ICカードを挿し込むところです。
- ⑤ アンテナ接続コネクタ アンテナを接続します。
- ⑥ 拡張ポート ETC2.0対応の当社製カーナビゲーションシステム^{※7}と接続します。^{※2}
- ⑦ 電源接続コネクタ ETC2.0車載器本体へ電源を供給します。

- ※1 ETC2.0対応ナビゲーションシステムの詳細はお買い上げの販売店にご確認ください。
- ※2 カーナビゲーションシステムを構築するには、別売のETC2.0接続ケーブルが必要です。詳しくはお買い上げの販売店にご相談ください。カーナビゲーションシステム次方ホームページを掲載いたします。
- ※3 ETCカードを記録するETC2.0車載器本体が正常に動作した場合はICチップを点灯します。それ以外は点灯しません。(有効期限切れのETCカード、およびカード発行元のカード会社で使用無効としたETCカードでも青を点灯しますが料金所通過ではできません)

注意

- 利用するサービスによって使用するICカードが異なることがあります。
- ETC2.0車載器を使用する前に、利用するサービスを確認した上でICカードを使用してください。

ETC2.0車載器ご使用前の準備について

- ETC2.0車載器をご使用になる前に、ETC2.0車載器の取付けとセットアップが必要です。必ず、ETC2.0対応の当社製カーナビゲーションシステムと接続してご使用ください。(カーナビゲーションシステムと接続するには、別売のETC2.0接続ケーブルが必要です)

■ETCのサービスを利用する場合

- ETCサービスを利用する場合、ETCカードを入手してください。

ETCカードのご用意

- クレジットカード会社などETCカードの発行手続きをください。ETCカードの発行は通常のクレジットカードと同様にカード会社の審査が必要です。
- 必ず、ETCカードが発行されたことを確認して、ETC2.0車載器の準備をしてください。
- すでにクレジットカードをお持ちの方も別途、ETCカードの発行手続きが必要です。

